

秋田県環境審議会自然環境部会 議事録

- 1 日 時 平成28年12月16日（金）13：30から15：40まで
- 2 会 場 秋田県議会棟 2階 特別会議室
- 3 出席者 委 員 7名中7名出席
青木委員、小笠原委員、佐々木委員、島内委員、露崎委員、福井委員、
藤原委員
片野環境審議会長

秋田県

高田自然保護課長、小松主幹（兼）班長、原田主幹（兼）班長、阿部副主幹、泉山専門員、上田主査、小林主査、歩仁内主査

4 開催結果等

(1) 会議の成立について

委員7名中、7名出席となり、過半数の出席を得ましたので、秋田県環境基本条例第32条第5項において準用する第31条第3項の規定により、会議が成立しました。

(2) 議事録署名委員について

議事録署名委員として、島内委員、露崎委員が指名されました。

(3) 議事等について

諮問事項

諮問第9号 「田代岳県立自然公園に係る公園計画の変更及び公園事業の決定」について、県が説明し、質疑応答後、適当であると決定され、その旨を答申することとしました。

各事項の詳細については、5 議事概要をご覧ください。

5 議事概要

(1) 諮問第9号 田代岳県立自然公園に係る公園計画の変更及び公園事業の決定について

委員 大館市の要望でトイレは設置しないとの説明があったが、その理由を教えてください。

県 大館市では、トイレを設置した場合、建設後の維持管理の費用として、くみ取り式とした場合にし尿を下ろす費用が、毎年度ランニングコストとして掛かることを不安視している。

その代わりに、大館市からは、避難小屋内に携帯トイレブースのようなものの設置を要望されており、トイレの代替機能をつけたいと考えている。

委員 県立自然公園内に避難小屋を建設する際に、トイレの設置は要件とはならないのか。

県 必須条件ではない。

委員 昭和40年代に泊まったことがあり、よく知っている場所なのだが、非常に雷が鳴るところである。今回も、落雷で壊れたと思う。

落雷対策をしないと同じことにならないか。

神社が山頂にあり避難小屋機能を果たしている、太平山中岳や真昼岳も同じような問題が生じる可能性が高い。避雷針の設置費用も手当しないといけないのではないか。

県 今後、予算成立後に設計作業に入るのでその際に、避雷針の設置について検討する。

委員 事業決定調書1(3)自然環境の現況にある、ワタスゲは池塘に生えないのでミヤマホタルイに変えるか、記載から消した方が良い。

県 そのように修正する。

(2) 報告事項 第12次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画について

会長 新たな取組で休猟区の指定を原則行わないとあるが、休猟して増やさないとということか。

県 休猟区の指定については、鳥獣の保護を目的とするものではなく、鳥獣を増やして3年後に狩猟をするために行うものである。

狩猟者の減少や山村部の過疎化を考えると鳥獣は減っていない状況にあるため、休猟区の指定を行わないものである。

委員 当日配付資料の第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画（素案）に、鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可基準の設定などがあるが、これまで許可基準が無かったものを設定するということか。

県 第11次秋田県鳥獣保護管理事業計画と変更はないが、特に、卵やヒナなどの野生鳥獣の生息数に影響を与えるおそれが少ないものに関しては捕獲ができるというものである。

具体的には、カルガモ、キジバト、ハシボソガラス、ドバトなどは卵の採取もできる。

そのほか、1人当たりの駆除羽数をカルガモは50羽以内、キジバトは20羽以内、ハシボソガラスなどは、その都度定めるという基準である。

委員 これらの基準は、第11次と変わりはないということか。

県 そうである。

委員 確認だが、休猟区は3年のローテーションで指定し、養殖したキジ・ヤマドリを放鳥してハンターに獲ってもらうという内容でよかったか。

県 鳥獣保護区や休猟区にも放鳥している。鳥獣保護区は、猟期には有害駆除以外は狩猟ができなくなるので種の増殖につながる。

休猟区は、3年間狩猟を止め、個体数を増やして3年後にハンターに獲ってもらうという制度である。

委員 キジ・ヤマドリを養殖、放鳥した実績は上がっているのか。

県 それについては、調査しておらず把握できていない。

委員 今後、調査するつもりはあるのか。

県 毎年、猟友会が発猟の日に、出会数調査といって、キジ・ヤマドリにどの程度出会ったかを調査している。その調査によって、どの程度増減しているかは確認できると考えている。

委員 確認方法としては、ちょっと弱い。放鳥したキジ・ヤマドリに脚環を全部付け、ハンターが捕獲した個体に脚環が付いていたかどうかを調査すれば良いと思うがどうか。

県 猟友会に依頼し、捕獲したキジ・ヤマドリに脚環が付いていた場合は県に報告をもらうこととしているが、脚環が付いている確率が低く情報がなかなか上がってこない。

委員 放鳥したキジ・ヤマドリには全て脚環がついているのか。

委員 放鳥時点にオスキジには全て足環が付いている。

委員 資料2のP21では捕獲や調査等に係る技術の研究開発の予定はないとあるのに、第4次ツキノワグマ管理計画では、新たな調査法としてカメラトラップ法を活用するとあるがどうなっているのか。
また、カメラトラップを全県的に行うための費用と設置箇所数はどうなるのか。

県 第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画の内容を修正し、第4次ツキノワグマ管理計画との整合を図ることとする。
カメラトラップ法を行うための費用や設置箇所数はこの後で説明する。

委員 第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画の新たな取組内容に、農林業者が自らの事業地域内で行う捕獲規制を緩和とあるが具体的な内容を説明していただきたい。

県 資料2のP13④1)アaに「小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合」とあり、「農林業被害の防止の目的で、農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合」の場合は、狩猟免許を受けていない場合も許可対象者とすることができるとしている。

委員 「希少鳥獣が生息する地域を除く」とあるが、どこでそれをチェックするのか。

県 従来から、自宅敷地内で小型の箱わなにより捕獲するのは認められていたものである。圃場などのかかなり限定された場所が想定されるが、許可は必要になるので、申請がされた段階で、専門家の皆さんの意見を伺いながら許可権者である「県」が判断することになる。

委員 かなり限定された条件下でのこと、ということが分かるように誤解されないように記載していただきたい。

県 誤解されないように表現を見直す。

委員 農林業者の範囲がどこまでか。特に、林業者の範囲が曖昧でリスクが高いと思う。事業地はどこになるのか、林業者なら秋田県内の、山林全てになるのか。環境省の指針などと同じ表現になっていると思うが、明確化しておく必要があると思うのが1点。

それと、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の外来種を事例として入れてあるが、ウサギは良いのかという話にもなると思うので表現は環境省に確認し整理した方が良いと思う。また、ヌートリアは秋田県にまだいないと思う。

県 農業者の定義については、環境省の担当者会議で質問があり、販売行為があつて、収入を得ている者が農業者ということであった。

林業者の定義については、今後詰めていく。ウサギ、イタチなどが誤捕獲された場合は、小型箱わなで捕獲できるものは良いこととされている。

委員 環境アセスの調査はどうなるか。

県 環境アセスの調査や学術調査は、県の許可が必要となる。

委員 当日配付資料の中の、ヤマドリの養殖・放鳥を行い、その保護増殖を図るところだが、ヤマドリは移動性があまりないことから日本各地で亜種分化が進んでいて、貴重な遺伝子資源となっている。過去の養殖では、ひな鳥の産地を無視したため、その貴重な差異が見えなくなったということがあった。

今回の事業では、その当たりを検討の上、秋田生まれのひな鳥で養殖したヤマドリを放鳥することとしているのか。

県 かく乱を招かないように、地元の鳥によって養殖したものを放鳥することとしている。

委員 ヤマドリの養殖業者はどのくらいあるのだろうか。

委員 県内に1業者、湯沢市にしかない。県猟友会で、県から事業委託を受けて養殖を行っている。県内産で養殖しているが、繁殖鳥の確保に苦勞しており近親交配が懸念される状況にある。

委員 鹿角の人身事故を受け、隣県との連携をもっと図るべきと考えている。

クマの推定生息区域647メッシュの算出法について再度説明してもらいた

い。また、クマの生息数調査にドローンを使ってはどうか。

県

現在、1,000頭台と算出している生息数が正しいものかどうかを確認するために、まずは、他県でも実績があり、環境省でも推奨しているカメラトラップ法で生息数を調査したいと考えている。

ドローンなどの調査手法については、先進的な技術を持つ企業などから情報収集していくこととしているが、当面は、普及している技術で調査していきたいと考えている。

メッシュについては、資料3-1のP3に647メッシュとあるが、これは3次計画の618メッシュに、捕獲実績が5頭以上で植生が主に広葉樹である15メッシュと森林地域で人身事故が発生した14メッシュを加えて算出している。

隣県等との連携については、県境をまたいでいる区域については、P3にも隣接県と連携した広域的な管理も検討していくものとするとして記載しており、具体的な対策を講じる際には、青森、岩手県などと情報を共有しながら行っていく。

委員

シカとイノシシに関して、認定事業者との関係をどう考えているのか。

県

認定事業体の今後の見通しだが、来年度予算の環境省ヒアリングまでということもあり正式には決まっていない状況にある。

これまで、交付金を使って2年間調査してきたが確認个体数が少ないこともあり、本県としてはもう1年調査をしたいと考えているが、環境省からは捕獲事業に入るようにということをいわれている。

環境省へは本県の事情を伝えるとともに、認定事業体の認定なども行っていかなくてはならないので、来年度中に認定を行い猟期が始まる前に、事業を行っていききたい。

また、認定事業体と特措法との住み分けはこれから行っていききたい。

委員

クマの推定生息数は1,015頭となっているが、今年の捕獲数が468頭で目撃が800件を超えている。次期計画でも1,000頭をベースにとなっているがこのままでいいのか。

岩手県は2次計画で1,700頭、今は3,000頭となっているのでどこかで見直しが必要では無いか、現状では500頭しか県内にいないのか。

県

狩猟の自粛をかけるかどうかの検討段階において、現実的に年度当初で1,015頭で捕獲数が468頭という状況と県立大で生息数を試算したデータによると、これまでの推定生息数の1.6倍の数値が算出された。

この結果を秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会に図ったところ、計算方法の信頼性はともかく、現行の3次計画に記載された方法で算出された生息数であり、3次計画に基づいて判断すべきという意見が出され、狩猟の自粛を

見送ったところである。

4次計画からは、ある程度幅を持たせた生息数の計算方法に変えるつもりである。

委員 里山の荒廃で森林整備が必要だということだが、農林水産部の担当者は里山よりも耕作放棄地の方が必要ということを行っている。計画では耕作放棄地の記載がないがどうか。

県 里山と明示しているが、岩手県の例でも耕作放棄に立木が入ってきて里山と区別が付かなくなり、伐採するなどの対策をしている。

里山と耕作放棄地が混在しているという課題もあると思う。

委員 シカの計画のP4で侵入初期段階でメスに対して優先的に捕獲圧をかけるとあるが、密度が低い段階でメスを優先的に捕獲するのは難しいと思うがどういう技術を想定しているのか。

県 県内でも集団の目撃事例もあるところであり、集団でいる場合にはメスを捕獲するように指導していきたい。

委員 里山の荒廃は、2つあるとおもう。一つは、里山の人工林が荒廃しているのは、枝打ちなどの手入れがなされていないこと。

もう一つは、広葉樹が、やぶ化したことを一般的に荒廃といっているがそれは、荒廃ではなくて自然に戻る過程の話であり、そこは区別して記載する必要がある。

秋田のクマの密度を岩手、山形の状況を勘案して、森林面積に比例して掛け合わせて推定生息数の参考値を出す考えを秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会にかけてみるのが大枠で管理するには良いのではないか。

秋田県の推定方法は、実態とかい離しているのは事実であるが継続性があるので、推定生息数の推移を見るために今の推定方法を継続する必要がある。

新しい推定方法を取り入れるかどうか、どう切り替えていくかについても専門家で構成される秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会で検討すべきことだと思う。

メッシュを追加する際に、5頭の捕獲実績があるところを追加とあったが、累計値なのか3次計画期間内のことなのかをはっきりさせる必要がある。

3次計画中で捕獲が確認された47メッシュは推定生息区域に入れるべきと考えるが、その点も秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会に図るのも一計と思う。

委員 本日の委員の意見を、秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会でしっかり検討してより良い計画にするように。

会長 サルの計画で、落葉樹が減少して里山にサルが下りてくるとあってその対策として植生を回復とあるがどうやるのか。

県 白神山地周辺は、戦後の造林でスギに変わったところがあり、県の農林水産部が行っている針広混交林化を進め、遺産地域との間に緩衝帯をつくることとしている。

針広混交林化は、毎年5億円の森づくり税のハード事業を活用し、スギを皆伐するのではなく間伐の割合を高めて、そこに広葉樹を入れ込むことで自然にダメージを与えずに進めていく。

委員 第1次のサルの計画に関与した人間として背景を説明すると、緩衝地帯であれ奥山であれ、広葉樹が増えて生息環境が改善されればサルの数が増え里山に増えるリスクは高まるが、里から離れたところの生息環境を改善すれば、里山で管理圧を高めても全体で個体群は維持できるだろうという考えで1次の計画をつくったという背景は覚えておいてもらいたい。